《介護保険住宅改修費の支給申請をする方へ》

1. 居宅介護(支援)住宅改修費とは

住宅の段差の解消、手すりの取付けなどの改修費が保険より給付されます。保険で利用できる上限の額を20万円とし、その改修費の9割~7割を保険から給付します。

手続きには2つの方法があります。

- ●償還払い方式…利用者の方には、いったん全額自己負担していただき、あとから申請により給付分が支給されます。(登録事業者以外の場合も可能)
- ●給付券方式……あらかじめ足立区に登録している改修事業者に工事を依頼することにより、1割~3割の自己負担の支払で利用できる方法です。(登録事業者のみ)

原則一人につき1回のみの給付ですが、要介護状態区分が3段階以上あがった場合や、転居した場合については再度の給付が受けられます。(一回の申請が20万円に達していなければ、達するまで利用できます)

※介護保険の要介護認定の判定が「要支援1」以上の方が対象です。

2. 対象となる改修

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- 4引戸等への扉の取替え
- ⑤和式から洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

詳しくは、介護支援専門員、地域包括支援センター、介護保険課にお問い合わせください。

3. 償還払いによる利用方式

①住宅改修申請の流れ

介護支援専門員等(ケアマネージャー等)に事前に相談→②改修業者への依頼・工事前の写真用意→③理由書の作成→④介護保険課へ事前に住宅改修費の支給申請→⑤申請承認後、工事着工→⑥工事後の写真・領収書を添えて、事後申請・請求

[住宅改修費の例]要介護3のAさん(自己負担1割)が住宅改修をした場合]

1 段差の解消
2 手すりの取付け
40,000円 …… 保険対象

③ 洋式便器へ変更 100,000円 …… 保険対象

④ 戸棚の取付け 50,000円 …… 保険対象外

計 230,000円 ← いったん利用者が改修事業者へ支払う

保険対象工事は①②③のみ ①+②+③=180,000円(保険対象金額)

180,000円×0,9=162,000円

給付額 → 162,000円(Bさんの指定口座に振り込みます)

②支給の手続に用意していただくもの

【工事着工前の事前申請に必要なもの】

- ●介護保険居宅介護(支援)住宅改修費申請書
- ●工事費内訳書(内訳の入った見積書等でも可)
- ●理由書(介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーター2級以上等が作成したもの)
- ●改修前の写真(必ず撮影日の日付がわかるようにして下さい ※日付のパソコン加工は不可)
- ●住宅所有者の承諾書(所有者が同居の家族以外の場合のみ)
- ●申請者の印鑑(申請書に押印済みであれば不要)
- ●被保険者証本人の預金通帳等(振込先のわかるもの、申請書に記入済みであれば不要)

【工事着工後に追加で必要なもの】

- ●改修後の写真(必ず撮影日の日付がわかるようにして下さい ※日付のパソコン加工は不可)
- ●領収書(本人宛ての領収書)

注)写真について

写真に不備が有ると給付対象とすることができない場合があります。

- 改修場所(内容)が改修前と改修後の写真から、はっきり確認できるように写して下さい。
- 改修個所が複数の場合は、工事内訳書・図面・写真に同一番号をつけてわかりやすくして下さい。
- ※支給が決定されしだいご通知いたしますが、申請から入金完了までは1~2ヶ月程度かかります。

4. 給付券方式の利用方法

あらかじめ足立区に登録している改修事業者に工事を依頼することにより、1割~3割の自己負担の支払で利 用できます。(足立区給付券取扱事業者一覧の中からお選びください。)

ア)住宅改修申請の流れ

(支給の申請・給付券の発行申請)

①介護支援専門員等(ケアマネージャー等)に事前に相談 →②改修事業者の選定・見積・依頼・工事 前の写真用意 →③理由書の作成→④給付券の申請→⑤給付券の発行

(工事の施工・給付請求)

⑥工事の施工・工事後の写真用意→⑦利用者は給付券に記名・押印、1割~3割負担金等を改修事業 者へ支払う→⑧改修事業者が9割~7割分の請求

[住宅改修費の例]要介護3のAさん(自己負担1割)が住宅改修をした場合。

①段差の解消

40,000円 …… 保険対象

②手すりの取付け ③洋式便器へ変更 40,000円 …… 保険対象

100,000円 …… 保険対象

4戸棚の取付け

50,000円 …… 保険対象外 ← 利用者が改修事業者へ支払う

計

230.000円

保険対象工事は①②③のみ ①+②+③=180,000円(保険対象金額)

- 1割の自己負担額 180,000円×0.1=18,000円 ←利用者が改修事業者へ支払う
- 保険給付分180,000円×0,9=162,000円 ←足立区が改修事業者へ支払う
- イ)支給の申請・給付券の発行申請の手続に用意していただくもの
 - ●介護保険住宅改修費支給及び給付券発行申請書
 - ●見積書(内訳の入ったもの)
 - ●理由書(介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーター2級以上等が作成したもの)
 - ●改修前の写真(必ず撮影日の日付がわかるようにして下さい ※日付のパソコン加工は不可)
 - ●住宅所有者の承諾書(所有者が同居の家族以外の場合のみ)
 - ●申請者の印鑑(申請書に押印済みであれば不要)
- ウ)上記申請後、利用者の方には、結果通知書・給付券を送付いたします。工事完了後、給付券に記名・押印し、 改修事業者に渡してください。また、1割~3割負担金等を支払い、領収書を受領してください。利用者の方 の手続きはこれで完了です。

注意事項

①申請された見積書(工事)の内容が変更になる場合や、給付券の有効期間内に着工できなかっ た場合は、結果通知書及び給付券は無効となります。工事着工前であれば再度、支給の申請・給 付券の発行申請ができます。

工事着工後に工事内容を変えた場合にも、結果通知書及び給付券は無効となります。その場合、 償還払い扱いとなりますので、工事代金を全額改修事業者に支払い、後から給付の申請をしてくだ さい。

②足立区給付券取扱事業者一覧とは、事業者の優劣や評価を行って登録したものでは有りません。 よって、足立区が工事の品質を保証するものでもありません。改修工事を行う際には、複数の事 業者から見積書を取るなど、十分、内容をご検討の上、工事契約をしてください。

問合せ先

福祉部介護保険課保険給付係 電話 3880-5743 (直通)